

大川広域行政組合専門委員会設置条例

〔 昭和46年 3月30日 〕
〔 条 例 第 2 号 〕

改正 平成14年 2月27日条例第 2号 平成15年 4月 1日条例第 7号
平成16年 2月26日条例第 1号

(目的)

第1条 この条例は、大川広域行政組合（以下「組合」という。）の管理者の附属機関として、専門委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、組合が共同処理する事務が、円滑かつ適切に執行されるよう管理者の諮問に応じ、調査、研究、企画、立案、審査又は審議等を行うものとする。

(委員会の種類)

第3条 委員会の種類は、次のとおりとする。

- (1) 税務専門委員会
- (2) 視聴覚ライブラリー専門委員会

(委任)

第4条 この条例の施行に関し組織及びその他必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月27日条例第2号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日条例第7号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。